

平成18年（2006年）第4回市議会定例会
提出議案市長説明要旨（18.11.29）

本定例会に提出いたしました議案について、その概要を御説明いたします。

議案第120号平成18年度横須賀市一般会計補正予算（第3号）は、2億7,288万9,000円を追加し、予算総額を1,327億9,206万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、第1に、本町および米が浜通の8箇所に防犯カメラと緊急通報システムを備えた照明灯を設置するため、その整備に要する経費を計上するものであります。

第2は、更生医療、重度身体障害者医療の扶助および精神障害者の福祉手当について、当初予算を上回る見込みとなるため、所要の経費を計上するものであります。

第3は、障害者自立支援法の施行に伴い、サービス項目の再編に応じたコンピュータシステムの改造に要する経費を計上するものであります。

第4は、後期高齢者医療の事務を広域連合で行うための負担金を計上するものであります。

第5は、来年4月に予定されている県知事、県議会議員選挙および市議会議員選挙のための準備費を計上するものであります。

第6は、監査委員および農業委員会委員の新旧交代に伴い、所要の経費を計上するものであります。

次に歳入予算は、これら所要経費の特定財源として国庫支出金、県支出金を増額補正するとともに、一般財源所要額については、前年度からの繰越金を充当するものであります。

議案第 121 号および議案第 122 号は、療育相談センターおよびボートパークの設置に関する必要な事項を定めるものであります。

議案第 123 号は、市街地における土地の高度利用に関する基本方針や緩和の基準など必要な事項を定めるものであります。また、これを土地利用に関する条例体系に加えるため、議案第 134 号の改正を行うものであります。

議案第 124 号は、横須賀市男女共同参画推進条例に基づく計画の進捗状況の分析等を検証する規定を設けることと、所要の条文整備をするものであります。

議案第 125 号は、地方公務員災害補償法の改正（平成 18 年法律第 12 号）に準じ、非常勤職員に関する通勤の規定を改めることと、所要の条文整備をするものであります。

議案第 126 号は、地方税法の改正（平成 18 年法律第 7 号）に伴い、所要の条文整備をするものであります。

議案第 127 号は、宅地造成等規制法の改正（平成 18 年法律第 30 号）に伴い工事の変更許可の手数料を設けること、犬の予防注射等の手数料を改定すること、指定定期検査機関が検査手数料を徴収できることとするため、手数料条例を改正するものであります。

議案第 128 号は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）の廃止に伴い、所要の条文整備をするものであります。

議案第 129 号は、市民検診のうち、乳がん検診の受診者自己負担額等を改定するものであります。

議案第 130 号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正（平成 18 年政令第 315 号・第 320 号）等に伴い、所要の条文整備をするものであります。

議案第 131 号は、横須賀市立看護専門学校の授業料を改定するものであります。

議案第 132 号および議案第 133 号は、港湾施設および港湾緑地において、業として行う写真の撮影等に係る使用料の規定を設けるものであります。

議案第 135 号および議案第 136 号は、宅地造成等規制法の改正（平成 18 年法律第 30 号）に伴い、所要の条文整備をするものであります。

議案第 137 号および議案第 143 号は、神奈川県競輪組合および神奈川県内広域水道企業団規約の改正について、議案第 138 号は、神奈川県後期高齢者医療広域連合の設立について、関係機関と協議するため、地方自治法の規定により提出するものであります。

議案第 139 号は、市営住宅の明渡しおよび未払い家賃の請求訴訟をするものであります。

議案第 140 号および議案第 141 号は、自転車等駐車場および水泳プールの指定管理者を指定するものであります。

議案第 142 号は、市道路線を新たに 3 路線認定するものであります。

以上、提出議案についてその概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、御議決いただくようお願い申し上げます。